

5月補正事業計画書

令和5年度 [経済 局]

事業名
5款1項3目 ものづくり成長力強化事業 (グリーンリカバリー設備投資助成事業)

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	負担金	その他	市債	一般財源
現計予算額*	153,299						153,299
執行見込額	241,299						241,299
今回補正額	88,000	0	0	0	0	0	88,000

【事業概要】

ものづくりに取り組む市内中小企業の成長力強化に向け、新技術・新製品の研究・開発や知財活動を支援するとともに、デジタル化や脱炭素化に向けた設備投資、販路開拓に係る支援を実施します。

【補正概要】

エネルギー価格等物価高騰の影響を受ける中小・小規模事業者の省エネに関する取組を支援するため、グリーンリカバリー設備投資助成金を追加募集します。

◆実施概要

- 主な対象要件：①市内に事業所を置く中小企業であること。
②申請時点で創業から12か月を経過していること。
③「省エネアドバイス」等に基づく設備投資であること。
- 助成対象設備：①空調設備、②ボイラー・給湯設備、③冷凍冷蔵設備、④変圧器、⑤産業用モーター、⑥LED照明、⑦コージェネレーションシステム、⑧高断熱窓、⑨生産設備など事業に必要な設備（①～⑧を除く）
- 助成率：1/2
- 助成限度額：200万円
- 助成件数：150件※（平均申請金額：100万円） ※当初予算との合計（補正分65件）

【事業費の内訳】

	現計予算額 A	補正額 B	補正後 現計予算額 A+B	説明
ものづくり成長力強化事業 (グリーンリカバリー設備 投資助成事業)	153,299	88,000	241,299	・省エネアドバイス及びフォロー アップ訪問、助成金申請受付委託 ・100万円×150件分の助成金費用 (65件の追加)
合計	153,299	88,000	241,299	

【事業スケジュール】

助成金支給

5年度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
省エネアドバイ ス受付開始	申請受付 開始	(追加分) 省エネアドバイ ス受付開始・申請受付開始			交付申請 提出期限			実績報告 提出期限		請求書 提出期限	交付終了

*現計予算額は、当初予算額と補正予算額の合計のことを指します。

5 月 補 正 事 業 計 画 書

令和 5 年度 [経 済 局]

事 業 名
5 款 1 項 5 目 横浜市商店街プレミアム付商品券支援 事業

(単位：千円)

区 分	金 額	財 源 内 訳				一 般 財 源 等	
		国	県	負担金	その他	市債	一般財源
現計予算額*							0
執行見込額	187,000						187,000
今回補正額	187,000	0	0	0	0	0	187,000

【事業概要】

エネルギー・食料品価格等の物価高騰に直面する商店会を支援するため、商店会がプレミアム付の紙商品券や電子商品券を発行する際の経費の一部を補助します。
 当事業を実施することで、プレミアム付商品券を購入・利用する消費活動を促進し、消費を喚起するとともに、キャッシュレスサービスの普及促進にも寄与することが期待できます。

【補正概要】

物価高騰等に直面する市民及び商店会を支援し、消費喚起や地域経済の活性化に向け、商店会がプレミアム付商品券を発行する際の経費の一部を補助します。

◆実施概要

①対象者

市内商店会、各区商店街連合会

②補助率及び補助上限額

【紙の商品券】事業費：補助率 10/10 補助上限額 300万円
 事務費：補助率 3/4 補助上限額 75万円
 【電子商品券】事業費：補助率 10/10 補助上限額 500万円
 事務費：補助率 3/4 補助上限額 200万円

※電子商品券事業を3商店会以上、かつ利用可能店舗数が45店舗以上で実施する場合、補助上限額は2倍とすることができる。

③想定件数

30件（内訳：紙の商品券20件、電子商品券10件（うち補助上限額を2倍で申請：6件））

④補助対象経費

事業費：商品券のプレミアム分費用
 事務費：広報費、委託費、手数料（商品券発行・システム利用に関するもののみ）、
 人件費（雇用契約を締結する場合のみ）、会場借上費、リース・レンタル費、消耗品費

【事業費の内訳】

	現計予算額 A	補正額 B	補正後 現計予算額 A+B	説 明
事業費（補助金）	0	187,000	187,000	
合 計	0	187,000	187,000	

【事業スケジュール】

助成金支給

5 年 度									
6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月
受付開始	補助事業開始							実績報告	精算

*現計予算額とは、当初予算額と補正予算額の合計のことを指します。

5月補正事業計画書

令和5年度 [経済 局]

事業名
5款1項 5目
商店街集客力促進事業

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	負担金	その他	市債	一般財源
現計予算額*							0
執行見込額	100,000						100,000
今回補正額	100,000	0	0	0	0	0	100,000

【事業概要】

エネルギー・食料品価格等の物価高騰に直面する商店会等を支援するため、市内外からの集客と販売促進を目的に、商店会等が実施する事業（広報活動・イベントなど）の経費の一部を補助します。
当事業を実施することで、消費を喚起するとともに、個店の事業継続に向け、商店街への集客促進を行います。

【補正概要】

物価高騰等の影響を受けている商店会等に対し、消費喚起や地域経済の活性化に向けて、横浜市内外から人を呼び込むための広報活動やイベントなどを実施する費用の一部を補助します。

◆実施概要

- ①対象者 市内商店会等（複数での申請を含む）
- ②補助額
 - ・補助率：2/3（但し、会員店舗数20未満の商店会等に対しては、20万円まで定額支援）
 - ・補助上限額：申請団体の規模（会員数）に応じて、50万円から1,000万円を補助
- ③想定件数 69件
- ④補助対象経費
 - 広報宣伝費、謝金（人件費）、景品費、会場借上料、委託料、使用料、保険料、消耗品費、新型コロナウイルスの感染防止のための経費等

【事業費の内訳】

	現計予算額 A	補正額 B	補正後 現計予算額 A+B	説明
事業費（補助金）	0	100,000	100,000	内訳下記
合計	0	100,000	100,000	

<内訳詳細>

(千円)

申請団体規模店舗数	申請見込み数	補助上限額	合計額
1~49	34	500	17,000
50~99	20	1,000	20,000
100~149	7	2,000	14,000
150~199	5	5,000	25,000
200~299	2	7,000	14,000
300~	1	10,000	10,000
	69	総合計額	100,000

【事業スケジュール】

補助金交付

令和5年度									
6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
募集受付	補助事業開始							実績報告	精算

※4月から7月までに実施された事業については、事後申請を可とする（申請期限8月末）

*現計予算額は、当初予算額と補正予算額の合計のことを指します。

5 月 補 正 事 業 計 画 書

令和 5 年度 [経 済 局]

事 業 名
17 款 1 項 5 目
中央卸売市場費会計繰出金

(単位：千円)

区 分	金 額	財 源 内 訳				一 般 財 源 等	
		国	県	負担金	その他	市債	一般財源
現計予算額*	158,421						158,421
執行見込額	199,421						199,421
今回補正額	41,000	0	0	0	0	0	41,000

【事業概要】

エネルギー価格の高騰による電気料金の上昇について、国は負担緩和のため、受変電設備が低圧となっている家庭や企業及び高圧となっている企業などを対象に「電気・ガス価格激変緩和対策事業」（激変緩和事業）を令和5年1月から実施しております。中央卸売市場本場及び南部市場は特別高圧受電設備施設であることから、この激変緩和事業の対象に含まれておりません。

この度、国の「電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の推奨事業メニューの「中小企業等に対するエネルギー高騰対策支援」の対象に「特別高圧で受電する卸売市場のテナント」が盛り込まれたことを踏まえ、国が実施している激変緩和事業における値引単価と同額を中央卸売市場本場及び南部市場内の事業者に対して補助します。

なお、財源は「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の活用を予定しております。

【補正概要】

中央卸売市場本場及び横浜南部市場の特別高圧を受電している事業者に対し、令和5年4月使用分から9月使用分の電気量について経済産業省「電気・ガス価格激変緩和対策」（電気・高圧）における値引単価と同額の補助をします。

◆実施概要

- ・対象事業者：下記要件のすべてに該当する中央卸売市場本場の卸売業者、仲卸業者、関連事業者及び横浜南部市場物流エリアで卸売等の事業を営む者
 - ①特別高圧を受電している事業者
 - ②市場使用料、施設使用料、本場収入及び延滞金等の滞納がないこと
- ・対象事業者数：約180者
- ・補助額：4月使用分から8月使用分：1kwhあたり3.5円、9月使用分：1kwhあたり1.8円
(千円未満の端数は切捨て)
- ※ 「電気・ガス価格激変緩和対策」（電気・高圧）における値引単価と同額
- ・実施時期：令和5年6月から令和6年2月まで

【事業費の内訳】

	現計予算額 A	補正額 B	補正後 現計予算額 A+B	説 明
仲卸業者等電気価格激変緩和対策事業	158,421	41,000	199,421	中央卸売市場本場及び南部市場の場内事業者の電気料金の一部について補助
合 計	158,421	41,000	199,421	

【事業スケジュール】

助成金支給

令和5年度					
6月	7月	11月	12月	1月	2月
事業内容周知	受付開始	支給開始			支給終了

*現計予算額とは、当初予算額と補正予算額の合計のことを指します。

5月補正事業計画書

令和5年度 [経済 局]

事業名
1款 1項 1目
仲卸業者等電気価格激変緩和対策事業

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	負担金	その他	市債	一般財源
現計予算額*							0
執行見込額	41,000						41,000
今回補正額	41,000	0	0	0	0	0	41,000

【事業概要】

エネルギー価格の高騰による電気料金の上昇について、国は負担緩和のため、受変電設備が低圧となっている家庭や企業及び高圧となっている企業などを対象に「電気・ガス価格激変緩和対策事業」（激変緩和事業）を令和5年1月から実施しております。中央卸売市場本場及び南部市場は特別高圧受電設備施設であることから、この激変緩和事業の対象に含まれておりません。

この度、国の「電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の推奨事業メニューの「中小企業等に対するエネルギー高騰対策支援」の対象に「特別高圧で受電する卸売市場のテナント」が盛り込まれたことを踏まえ、国が実施している激変緩和事業における値引単価と同額を中央卸売市場本場及び南部市場内の事業者に対して補助します。

なお、財源は「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の活用を予定しております。

【補正概要】

中央卸売市場本場及び横浜南部市場の特別高圧を受電している事業者に対し、令和5年4月使用分から9月使用分の電気量について経済産業省「電気・ガス価格激変緩和対策」（電気・高圧）における値引単価と同額の補助をします。

◆実施概要

- 対象事業者：下記要件のすべてに該当する中央卸売市場本場の卸売業者、仲卸業者、関連事業者及び横浜南部市場物流エリアで卸売等の事業を営む者
 - ①特別高圧を受電している事業者
 - ②市場使用料、施設使用料、本場収入及び延滞金等の滞納がないこと
- 対象事業者数：約180者
- 補助額：4月使用分から8月使用分：1kWhあたり3.5円、9月使用分：1kWhあたり1.8円
(千円未満の端数は切捨て)
※ 「電気・ガス価格激変緩和対策」（電気・高圧）における値引単価と同額
- 実施時期：令和5年6月から令和6年2月まで

【事業費の内訳】

	現計予算額 A	補正額 B	補正後 現計予算額 A+B	説明
事業費（補助金）	0	41,000	41,000	
合計	0	41,000	41,000	

【事業スケジュール】

助成金支給

令和5年度					
6月	7月	11月	12月	1月	2月
事業内容周知		受付開始	支給開始		支給終了

*現計予算額とは、当初予算額と補正予算額の合計のことを指します。